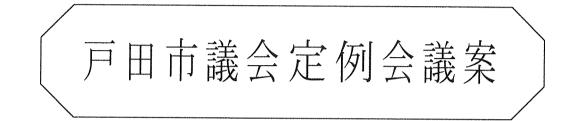
# N 0. 1

# 平成30年第2回



埼玉県戸田市

報告第	1号	専決処分の承認を求めることについて1頁
報告第	2号	専決処分の承認を求めることについて9頁
報告第	3号	専決処分の承認を求めることについて13頁
報告第	4号	平成29年度戸田市水道事業会計継続費繰越計算書の 報告について
報告第	5号	平成29年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の 報告について23頁
報告第	6号	平成29年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について
報告第	7号	平成29年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について25頁
報告第	8号	平成29年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について26頁
報告第	9号	平成29年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の 報告について
報告第1	0号	平成29年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告について28頁
報告第1	1号	平成29年度戸田市下水道事業会計事故繰越し繰越計算 書の報告について
議案第4	6号	戸田市税条例等の一部を改正する条例30頁
議案第4	7号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例47頁

次

議案第48号	戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の 一部を改正する条例48頁
議案第49号	戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例49頁
議案第50号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例50頁
議案第51号	戸田市立図書館条例の一部を改正する条例51頁
議案第52号	財産の取得について
議案第53号	平成30年度戸田市一般会計補正予算(第2号) 別冊 No. 2
議案第54号	平成30年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第1号)

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第19号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙 のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求 める。

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

専決第1号

.

### 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1 項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例の一部を改正する条例 (別紙)

平成30年3月30日

戸田市長 神 保 国 男

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第9条の2中「第34条第3項」を「第34条第5項」に、「第37条、」を 「第37条第1項及び第4項、」に、「及び」を「並びに」に改める。

第18条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第22条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「に よって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「第 2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「に よって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「に よって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同 項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「によ り」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる 者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条 第8項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「におい ては」を「には」に改める。

第33条の3中「(以下この節」を「(次条第1項」に改める。

第33条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条 第2項」に改め、同条第3項中「第33条の5第1項」と」の次に「、「の特別 徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をい う。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第34条第7項中「第37条第2項」を「第37条第4項」に改め、同項を 同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」 を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項 とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条 第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは 事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第 321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項と し、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定する

ところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額 から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第 68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第 321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、 控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 第37条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条 第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 第34条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第37条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第35条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第37条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第37条に次の2項を加える。

5 第34条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合に おいて、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽そ の他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は 第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係 る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第 1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付 すべき税額の納付があった日(その日が第37条第4項の連結法人税額の課 税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、 同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第35条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合 において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽 その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正に より納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税に あっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提 出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第37条第4項の連結 法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前で ある場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替え るものとする。

第37条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第38条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第34条第3項」を「第34条第5項」に改め、 同条第2項中「第37条」を「第37条第1項及び第4項」に、「同条」を「こ れら」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「第37条に」を「第37条第1項及び第4項 に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第8条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を 「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」 を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附 則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第 21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第 3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第 15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、 同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、 同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7 条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第 12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第 12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条 第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第 12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、 同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に 改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を 「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」 を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項 中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26 項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次 の1項を加える。

- 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障 害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通 省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、 音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に 規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して 市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸 場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
  - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を 提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第9条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30

年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」 に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31 年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29 年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平 成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用 土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年 度分」に改める。

附則第10条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度ま で」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成 27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、 「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29 年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「に は」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成 30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資 産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度ま で」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を 「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成 30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平 成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」 を「には」に改める。

附則第13条の2第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成 30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31 日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を 「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か ら平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第19条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か ら平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。 附則第20条、第21条、第22条(見出しを含む。)及び第24条中「平成 27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に 改める。

附則第25条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か ら平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第28条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の戸田市税条例(次条第1項及び第4条において「新条例」という。)第37条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、 平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来 する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部 分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年 度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された地方 税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第2項に 規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対 して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部 分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年 度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第20号) について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、 承認を求める。

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

.

専決第2号

### 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1 項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙) 平成30年3月30日

戸田市長 神 保 国 男

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯 に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とす る。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計におい て負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法 第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)に つき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事 業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計にお いて負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充て るための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」 を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改 め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保 険者である者をいう。以下同じ。)」を削る。

第21条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第3号中

「49万円」を「50万円」に改める。

第23条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当 たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加え る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
   (適用区分)
- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分 の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税に ついては、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度戸田市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

専決第3号

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1 項の規定により、専決処分する。

平成30年度戸田市一般会計補正予算(第1号)

平成30年5月14日

戸田市長 菅 原 文 仁

平成30年度戸田市一般会計補正予算(第1号)

平成30年度戸田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,278,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

۳	<
1	ł

1	Passau	敬	ž			Acceleration		****
(単位:千円)	+	750, 338	750, 338	50, 278, 338	(単位:千円)	- <u>1-</u> 1/11EI	404, 966	404, 966
	補正額	338	338	338		補正額	338	338
	補正前の額	750, 000	750,000	50, 278, 000		補正前の額	404, 628	404, 628
			④					费
	頃		越	<u>1</u>		闽		¢١
			1 繰	¢□				1 議
		④		$\mathbf{\lambda}$				
	摤	越		旇		灓	44	
滅 人		19 繰			威 田		1 議	

404, 966 50, 278, 338

338 338

50, 278, 000

⊲́⊡

H

癜

- 16 -

山
F
補
泠
行
屯
魚
篜
債
表
2
策

_	, <u>1</u>	殿
()東小・十日)	•	
	度	定した額
	一一一	訴訟契約により決定
	開	:度~訴訟契約終了年度
	解	平成31年度~1
	闽	
加	中	訴訟事務委託料(議会活動費)
道力		建

₩I
餁
町
ЪЦ
폋
╆╋
黧
$\mathbb{N}$
Щ
補
Ŧ
諉
$\prec$
檨

括 八 1 慾 (張

750, 000	金 750,000	
	班	立 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王 王
750,000	金	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		गौट

338						50, 278, 338	338	50, 278, 000	tha.	⊲⊓	E	巖
338						404, 966	338	404, 628	僌	4k		1醆
<b>,</b> K	色	6	・ 債 そ	地力	国県支出金							
- 約3 日才 河百	1	瀕	퐏	定	犇	11111	補正額	補正前の額		羨		
	顠	財 源 内	額の	補正								

			8	(47)		Rad and a state of the state of	imptorezoteketetete	<del>~T091</del> 3047530461		Na tomato a sugara	1	tatési ganjawa	91.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.1		<b>Westernet</b> ad wie		an a	ditta consucces	Notainan an	and the second	10000000000000000000000000000000000000		~~~
(東小・千四)			338																	x			
_		詽																					
	ž	ñХ		750,000	338																		这金
			前年度繰越金	既定額 750	補正額																		(項) 1 繰越金
		1	338 1						 		••••••												-
		金額	3																				
			敛						 														
	節	公	越																				(款) 19 繰越金
×		M	1繰																				(楽)
A	tta		750, 338						 													750, 338	
繰越金	額		338						 													 338	
(項) 1 繰越金	補王																					ŝ	
	補正前の額		750, 000						 							********						750, 000	
			令						 	<u> </u>									·····				
(款) 19 繰越金	ш		魆																			<del>din</del>	
(款) 16					····									*****		<del>//////</del>							

2歳入

- 19 -

(田子・4)川)			殷		Contracting to the	338	338	ar Dock Honorneo a gaine		Gott Chairman	 *****			20		Pitti di starence di					
- 27月)		説				<b>藏安沽勁寶(議会事務局)</b> 19 <del>禾</del> 彭料	o牧氏を 開げ路 - 1 or l		事務												1
	節		ガ 金 額	託 料 338	c	7.						 			 	-	 	 			1 (111)
	内 訳	2	<b></b> 夏	338 13 委	338						 	 			 		 	 		338	(款)1 議会書
	正額の財源	定財源	地方債その								 	 	194 e., t	****	 1995 <u>- 1995 - 1995</u>		 	 			(戦)
(項) 1 議会費	<b>桶</b>	計 特	国県支出金	404, 966							 	 					 	 	101 086	14, 300	
		補正額		338							 1999-y	 		*******	 ****		 		338		
議会費		補正前の額		費 404,628								 		·····	 		 	 	404 628	101, 040	
(美) [	[	III		- 澱 心															11110	l	

- 20 -

H

3 摄 債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの 支出額及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書

型	
迴	

(F					<b>般</b>
位:千円)		備老	EA		
(単位	内票	1	一般財源		限度額に同じ
	源 1	瀕	e ₽		
	財	財	御	ζ	
	e	定	Ŧ		
	左	夺	国俱专用令		
	姓	密額	貓		と同
	展 以	F Z	æ		限度額に
	30 第	Ħ			年度~訴 終丁年度
- 1	车 成	ĸ	鯕		平成31年/ 歌契約終-
ľ	ま で の	額	額		
	ĸ	Ħ	間金		
	<b>半</b> 取29	¥	摫		
	!	巤			より決
		顷 废			数を定置した
-		 2.			訴定款し
	ł	Ì			↓ (議会活動費) ᢄ)
JE W	+	<b>*</b>			訴訟事務委託約 (平成30年度)

報告第4号

平成29年度戸田市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。 ŝ (昭和27年政令第403 地方公営企業法施行令

平成29年度戸田市水道事業会計継続費繰越計算書

0 (単位:円) 次る訳 ④ 201, 433, 713 翌年度 撮越額に係る 財源内 動 資 L) Ē 201, 433, 713 逓次繰越額 廀 ₩ 臣 201, 433, 713 籀 熋 143, 911, 287 慾 邈 퐳 ₩ \$ ŧΧ 彩 345, 345, 000 the state 平成29年度継続費予算現額 前 年 度 逓次繰越額 52, 910, 000 292, 435, 000 予算計上額 370, 599, 000 > 顮 続 컗 鷋 6 西部净水場防災倉庫, 電気棟更新工事 名 渊 빠 建設改良費 廣 ----資本 本 田 田 赖 -----

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

- 22 -

報告第5号

平成29年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

平成29年度戶田市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位:円)

翌年度逓次	- 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購 入 限 度 額	0	0	
翌年度逓次繰越額に係る財源内訳 企業債国庫補助金目己資金		50, 000, 000	28, 000	
		0	54, 600, 000	
		50, 000, 000	82, 100, 000	
函		100, 000, 000	136, 728, 000 136, 728, 000 82, 100, 000 54, 600, 000	
	殘	100, 000, 000 100, 000 50, 000, 000	136, 728, 000	
支払義務発発生額		0	0	
算現額 計		100, 000, 000	136, 728, 000	
平成29年度継続費予算現額	前 年 度 逓次繰越額	0	0	
平成2 ( 子算計上額		100, 000, 000	136, 728, 000	
継 の 続 総 費 額		422, 633, 000 100, 000, 000 210, 816, 000 136, 728, 000		
事 業 名		新曽中央地区 調整池築造工事	下戸田ポンプ場 更新工事 (機破認確工事2期)	
	噴	1 建改 設費		
	藃	。資本的	łX	

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

J

- 23 -

報告第6号

平成29年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年度戶田市一般会計繰越明許費繰越計算書

									() () () () () () () () () () () () () (
	ų					左の	財源	内現	
	町	事 業 名	金額	翌年度繰越額	既収入		未収入特定財源	原	
					特定財源	国県支出金	地 方 債	よ の 色	一般財源
	1 総務管理書	マイアンハーガード等の記載事項の充実に係る住民情報システム等の改修業務	21, 464, 000	21,464,000					21.464.000
		コミュニティバス運行事業	6, 245, 000	6, 245, 000					6 915 000
	3 河 川 書	ト戸田三劣体重業							u, 440, UUU
		十一十二次回来来	99, 497, 000	80, 138, 960		17, 000, 000	31, 700, 000	25, 255, 584	6, 183, 376
	4 都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	36, 216, 000	26, 788, 703					26. 788 703
		北部公園野球場バックネット改修事業	11, 319, 000	11, 319, 000					
	2 小学校費	美女木小学校防球ネット設置工事	5, 067, 000	2, 794, 800					11, 218, 000
1									2, 794, 800
									-

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

- 24 -

報告第7号

平成29年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

# 平成29年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

				L							
						左の	財	瀕	Ŕ	麗	
***	受	事 兼 名	金額	翌年度繰越額	既収入		未収入特定財源	定財源			200 H J J J
					特定財源	国県支出金	地方	衡	その色	I	
∰ 単 すつ	勝 将 一	建築物等補償事業費	646, 641, 000	646, 641, 000 163, 761, 318		16, 170, 000				147,	147, 591, 318
₩	K	宅地整備事業	31, 769, 000	30, 077, 446						30,	30, 077, 446
										_	

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

報告第8号

平成29年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

平成29年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

		一般財源		15, 383, 221		45, 788, 416	
内票		未収入特定財源 地 方 債 そ の 他					
財源	卡収入特定財源						
左の	ĸ	国県支出金		9, 000, 000			
	既収入	既 収 入 特定財源					
翌年度繰越額				24, 383, 221		45, 788, 416	
金額				35, 442, 000		45, 789, 000	
事 業 名			2115 - 117 - 144 - T- 1314 - 1314 - 1314	<b>瓱粢</b> 彻等佣 <b>阆</b> 爭		毛地整備事業	
茰				1 粤 紫 蠻			
	颛			3 專業書			

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

.

報告第9号

平成29年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年度戶田市下水道事業会計予算線越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(東小・田)	.	説 明	(年本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (				
	翌年度繰越額 に係る繰越を	%≺	0				
	E	十田	0				
	影	自 己 資 金	40, 000				
	の 財 源 内	国庫補助金	23, 000, 000				
	治 業 値		58, 500, 000				
	型線 年越		81, 540, 000				
	友 志義 続 統	Ĥ	81, 540, 000 0				
	予算計上額						
	事 業 名		雨水第1号公共下水道築造 工事				
	茰		1 建設改良費				
	慭		資本的支出				

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

報告第10号

平成29年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書

	r			Brit 1 i ma 1 i	
(単位:円)		説		特住製作品のドアについて製造 メーカーに注文が集中したことに メリ、約品時期が平成30年4月 中旬となったことから、年度内に 修繕が完了しないため	地権者の移転工事に際し、工事が 大幅に遅れたことにより、年度内 での道路用地の引渡しが困難と なったため
	内訳	黑相。"一	NX 141 191	734, 400	14, 698, 368
	の     財     満       未     収     入       特     定     財       国県支出金				
	方 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		通知		
	翌 年 繰 越 鏑			734, 400	14, 698, 368
	支 出 負 担 行為予定額				
	内款	支出未済額		734, 400	14, 698, 368
	在 の	支出済額			31, 817, 000
	大田 御御 御			734, 400	46, 515, 368
	毒 業 名			北戸田駅前公衆トイ レ(身障者用)ドア 修繕	都市計画道路前谷馬 場線整備事業
		項		2 清 掃 費	4 都市計画費
		蒸		4 衛生費	8 七 大 慶

平成30年5月31日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

報告第11号

平成29年度戸田市下水道事業会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

平成29年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

,

(単位:円)	Я. Ш	F4	定めた降雨条件に達し た日教の不足により、 解析に必要な計測デー 夕を得られず、期間の 延長が必要となったた め	多数の地権者から、工 事着工の了解を得るの に時間を要し、工事の 完了時期が延びたため			
	翌年度繰越額に係る繰越やます。	★ <sup>9</sup> ℃になけ 資産の購入限 度額	0	0			
	な 日 王 王	Ę	0	0			
	左の財源内訳	自己資金	5, 238, 000	1, 644, 000			
	翌年度繰越額		5, 238, 000	1, 644, 000			
	支		o	0			
	予算計上額		5, 238, 000	1, 644, 000			
	人 株 用	K	分流式下水道雨天時侵入水対 策検討業務委託	私道排水設備補助金			
	臣	Ķ	1 治 被 王				
	<b>#</b>	×,	1 下水道專業	HF 使K			

戸田市長 菅 原 文 仁

平成30年5月31日提出

議案第46号

戸田市税条例等の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この 節」の次に「(第34条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第12条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中 「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控 除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 100,000円を加算した金額」を加える。

第20条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 25,000,000円以下である」を加える。

第20条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号 ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第22条の2第1項中「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1 項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え る。

第34条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税 の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則 で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次 項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定す る地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定 める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が 記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれ に基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の

機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル への記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

- 第74条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品 に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとす る。
  - (1) 喫煙用の製造たばこ
    - ア 紙巻たばこ
    - イ 葉巻たばこ
    - ウ パイプたばこ
    - エ 刻みたばこ
    - オ 加熱式たばこ
  - (2) かみ用の製造たばこ
  - (3) かぎ用の製造たばこ
  - 第75条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリ セリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱 式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物 品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式た ばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又 はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受け て製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定 める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたもの に限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫 煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。 この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、 加熱式たばことする。

第76条第1項中「第74条第1項」を「第74条の2第1項」に改め、

「消費等」の次に「(以下この条及び第80条において「売渡し等」という。)」 を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」 を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表 の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を

「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、 同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、 「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」 を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第76条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻 たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同 号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合におけ る」に、「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」 を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第74条に掲げる」に、「喫煙用の 紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項 の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法 により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの 本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻 たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数による ものとする。
  - (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラ ムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
  - (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2 で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻た ばこの0.5本に換算する方法
  - (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙

巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法 律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ 税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に 規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税 率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で 除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。 第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

- ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は 第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式た ばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除 く。)
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律 第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定 した金額

第76条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3 号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満 の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定 する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合に は、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、 施行規則で定めるところによる。

第77条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第78条第3項中「第74条」を「第74条の2」に改める。

第80条中「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消 費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の3第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算し た金額」を加える。

附則第8条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項 を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2 項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4 分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同 条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、
 3分の2とする。

附則第8条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29
項第2号」に改める。

附則第8条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条 の8第2項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第18項を同条第25 項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0 とする。

附則第8条の2中第17項を第24項とし、第16項を第23項とし、第 15項を第22項とし、第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附 則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13 項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」 に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項 第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19 項とし、同条第11項中「2分の1」を「3分の2」に改め、同項を同条第 13項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定

する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15 条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11 項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

- 9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。

附則第11条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第15条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37 条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に 改める。

附則第28条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」 に改める。

第2条 戸田市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。 附則第8条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第 43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15 条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第 15条第46項」に改める。

附則第28条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第
48項」を「第47項」に改める。

第3条 戸田市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第 2号」に改める。

第77条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 戸田市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改 め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7 号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律 第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律 第72号)」を削る。

第77条中「6,122円」を「6,552円」に改める。 第5条 戸田市税条例の一部を次のように改正する。

第75条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第76条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙 巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲 げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、 同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号 とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加 熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項 中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3 号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3 項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(戸田市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 戸田市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第36号)の一 部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「戸田市税条例」に改め、同項第3号中 「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項 中「新条例第74条第1項」を「戸田市税条例第74条の2第1項」に改め、 同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、 「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中 「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6 項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

- は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中戸田市税条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同 条の前に1条を加える改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正 規定並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条の改正規定並び に第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中戸田市税条例第12条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」 を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第22条の2第1 項の改正規定並びに同条例附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条 第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成 31年4月1日
- (4) 第2条中戸田市税条例第76条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中戸田市税条例第11条第1項及び第3項並びに第34条第1 項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中戸田市税条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の 改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第20条の2及 び第20条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに 次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定平成34年10月1日
- (10) 第1条中戸田市税条例附則第8条の2第18項を同条第25項とし、 同項の次に1項を加える改正規定(同条第26項に係る部分に限る。) 生 産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日
- (11) 第1条中戸田市税条例附則第28条の改正規定 都市再生特別措置法
   等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日
   (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例の規定中個人の 市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について

適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例の規定中個人の市民 税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用 し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の戸田市税条例(次条第1項及び附則第12条 において「新条例」という。)第11条第1項及び第3項並びに第34条第10 項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開 始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の 法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税 及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前 の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部 分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年 度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方 税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正 法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226 号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施 設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法 附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税 については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法 附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家 屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税につ いては、なお従前の例による。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法 附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に 対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得され

た旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に 対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この 条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方 税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中 小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において「中 小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装 置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条 において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して 使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向 上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを 受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税につ いては、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行 の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の 例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡 し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項 第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条 第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(戸田市税条例 の一部を改正する条例(平成27年条例第36号)附則第6条第1項に規定 する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」 という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に 掲げる規定による改正後の戸田市税条例(第4項及び第5項において「30 年新条例」という。)第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。 以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等 の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11 条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定 により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造 たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課 されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たば こ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵 場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該 製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に 小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合 における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造た ばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とす る。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所 ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24 号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提 出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第9条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第80条第1項若しく	戸田市税条例等の一部
,	は第2項、	を改正する条例(平成
		30年条例第 号。以
		下この条及び第2章第
	х	4節において「平成
		30年改正条例」とい
		う。) 附則第6条第3
		項、
第9条第2号	第80条第1項若しく	平成30年改正条例附
	は第2項	則第6条第2項
第9条第3号	第63条の7第1項の	平成30年改正条例附

	<ul> <li>申告書、第80条第1</li> <li>項若しくは第2項の申</li> <li>告書又は第99条第1</li> <li>項の申告書でその提出</li> <li>期限</li> </ul>	則第6条第3項の納期 限
第80条第4項	施行規則第34号の2 様式又は第34号の2 の2様式	地方税法施行規則の一 部を改正する省令(平 成30年総務省令第 24号)別記第2号様 式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附 則第6条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第 2項 当該各項	平成30年改正条例附 則第6条第2項 同項
第83条第2項	第80条第1項又は第 2項	平成30年改正条例附 則第6条第3項

5 30年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由 により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たば このうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきも のの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当 該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様 式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控 除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たば こ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式に よる書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前 条第4項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第63条 の7第1項の申告書、第80条第1項」とあるのは、「第80条第1項」とす る。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行 の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の 例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所 ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25 号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2 号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければな らない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、 その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって 納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の戸田市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第9条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	2項	則第9条第3項
第83条第2項	第80条第1項又は第	平成30年改正条例附
	当該各項	同項
	2項	則第9条第2項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第	平成30年改正条例附
<u></u>		則第9条第3項
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附
		式
		25号)別記第2号様
	の2様式	成30年総務省令第
	様式又は第34号の2	部を改正する省令(平
第80条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一
	期限	
	項の申告書でその提出	
	  告書又は第99条第1	
	項若しくは第2項の申	限
	申告書、第80条第1	  則第9条第3項の納期
第9条第3号	第63条の7第1項の	平成30年改正条例附
	は第2項	則第9条第2項
第9条第2号	第80条第1項若しく	平成30年改正条例附
		項、
		う。) 附則第9条第3
		30年改正条例」とい
		4節において「平成
·		下この条及び第2章第
		30年条例第 号。以
第9条	第80条第1項若しく は第2項、	<ul><li>戸田市税条例等の一部</li><li>を改正する条例(平成)</li></ul>

5 32年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由 により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たば このうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきも のの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当 該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様 式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控 除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たば こ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式に よる書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施 行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前 の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に 販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、 これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たば この製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場 から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとな るときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者 が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの 者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直 接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に 売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たば こ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、 当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所 ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11 月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、 その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって 納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの のほか、第4条の規定による改正後の戸田市税条例(以下この項及び次項に

おいて「33年新条例」という。)第9条、第80条第4項及び第5項、第82 条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

AT O A	-	
第9条	第80条第1項若しく	戸田市税条例等の一部
	は第2項、	を改正する条例(平成
		30年条例第 号。以
		下この条及び第2章第
		4節において「平成
		30年改正条例」とい
		う。) 附則第11条第3
······		項、
第9条第2号	第80条第1項若しく	平成30年改正条例附
	は第2項	則第11条第2項
第9条第3号	第63条の7第1項の	平成30年改正条例附
	申告書、第80条第1	則第11条第3項の納
	項若しくは第2項の申	期限
	告書又は第99条第1	
	項の申告書でその提出	
	期限	
第80条第4項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一
	様式又は第34号の2	部を改正する省令(平
	の2様式	成30年総務省令第
		25号)別記第2号様
		式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附
		則第11条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第	平成30年改正条例附
	2項	則第11条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第	平成30年改正条例附
	2項	則第11条第3項

5 33年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由 により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たば このうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきも のの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当 該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様 式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控 除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たば こ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式に よる書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

平成30年5月31日提出

議案第47号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該日までに提出すること が困難であると市長が認めた場合は、市長が定める日までに提出するものと する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年5月31日提出

議案第48号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例(平成27年条例第1号) の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「13,800」を「10,100」に改める。

٩

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市子どものための教育・保 育給付に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

平成30年5月31日提出

## 戸田市長 菅 原 文 仁

 $q_{ij}$ 

議案第49号

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状 を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当 と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年5月31日提出

議案第50号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・ 第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に 資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違 反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公 表の手続は、規則で定める。
  - 附 則
  - この条例は、平成31年1月1日から施行する。

平成30年5月31日提出

議案第51号

戸田市立図書館条例の一部を改正する条例

戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び分室」を「、分室及び配本所」に改め、同項の表に次 のように加える。

戸田市立図書館戸田公園駅前	戸田市本町4丁目15番11号
配本所	
戸田市立図書館新曽配本所	戸田市大字新曽1395番地

第6条第2号中「第5火曜日(その日が休日である場合を除く。)」の次に「、 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所にあっては戸田市行政センター条例(平成 22年条例第1号)第7条の表アの項に規定する戸田市戸田公園駅前出張所の 休所日」を加える。

第7条中「現品」の次に「若しくはその代替品」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に 次の1項を加える。

(休館)

2 第2条第1項の表の戸田市立図書館は、当分の間、休館する。

(施行期日)

- この条例は、平成30年7月1日から施行する。
   (戸田市行政センター条例の一部改正)
- 2 戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)の一部を次のように改 正する。

第3条第4号を削る。

第4条中「(4) 配本所 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所」を削る。

第5条中「(配本所の業務は、教育委員会規則)」を削る。

第7条の表エの項を削る。

第17条中「(配本所については、教育委員会規則)」を削る。 平成30年5月31日提出

附 則

議案第52号

財産の取得について

高規格救急自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年 条例第9号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 高規格救急自動車
- 2 納入場所 戸田市消防本部
- 4 金 額 金19,980,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,480,000円)

5 納入期限 平成31年2月15日

6 契約者 埼玉県戸田市美女木三丁目9番地の1

埼玉トヨタ自動車株式会社 戸田店

店長 辻田 直樹

平成30年5月31日提出

議案第52号参考

高規格救急自動車概要

1 概要

救急活動において、最新の救急資機材を積載し、救急自動車としての最 適の構造及び性能を有し、救急業務を充分に遂行できる装備も兼ね備えた 車両としている。

2 仕様

(1) 車両の主な諸元及び性能

(1)	シャシ	4WD 高規格救急自動車専用車両
2	車両全長	約5,800mm以下
3	車両全幅	約1,900mm以下
4	車両全高	約2,600mm以下
5	室内長さ	約3,000mm以上
6	患者室幅	約1,600mm以上
$\bigcirc$	患者室高さ	約1,800mm以上

- ⑧ 乗車人員
   7名程度
- ⑨ エンジン排気量 約2,693cc以上
- ⑩ 動力伝達装置 オートマチックトランスミッション
- (2) 車両の主な艤装及び取付品
  - ① 赤色回転灯
  - ② 防水型後退警報器
  - ③ バックアイモニター
  - ④ 電子サイレン
  - ⑤ カーナビゲーション
  - ⑥ 救急ヘルメット収納
  - ⑦ 酸素ボンベ(10リットル) 収納庫
  - ⑧ 人工呼吸器用配管
  - ⑨ ストレッチャー積載架台
  - ⑩ 資機材収納庫
- (3) 車両の主な積載品及び附属品
  - ① ストレッチャー
  - ② 救命浮輪
  - 事輪止め

# 入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業者名	回数	第 1 回	摘 要
埼玉トヨタ自動車(株)	戸 田 店	18,500,000	落札

3

.

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

予	貨	氧	額	1	8,	5	8	0,	3	5	8	
予	定	価	格	1	8,	5	8	0,	3	5	8	